

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該日は、  
休日がと日  
の翌日)  
(当該日は、  
休日がと日  
の翌日)

経営状況の通知があつたので、同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年一月七日

鳥取県知事 西 尾 昭 次

## 四 次

### ◇告示 相互救済事業に係る平成五年度の経営状況(管財課)

第三十五期鳥取県地方労働委員会労働者委員及び使用者委員候補者推薦要領(労政・能力開発課)

- 県営土地改良事業計画の決定(1件)(農村整備課)
- 県営土地改良事業計画の変更(△)
- 土地改良法による換地計画の決定(1件)(△)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(△)

### ◇公安告示 収入証紙の小売りやべき人の指定(会計課)

### ◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 1 火災・自動車共済事業     |                 |
| (1) 共済基金分担金その他収入 | 3,751,708,632円  |
| (2) 災害共済金経費その他支出 | 1,429,037,421円  |
| (3) 次期繰越収支差額     | 2,322,671,211円  |
| (4) 正味財産         | 14,543,180,654円 |
| 2 水力発電用機械損害共済事業  |                 |
| (1) 共済基金分担金その他収入 | 1,134,766,843円  |
| (2) 災害共済金経費その他支出 | 454,667,352円    |
| (3) 次期繰越収支差額     | 680,099,491円    |
| (4) 正味財産         | 3,501,179,491円  |

### 鳥取県告示第九十一号

鳥取県地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関するものとおり第三十五期鳥取県地方労働委員会労働者委員及び使用者委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第1100号)第111条第1項の規定により推奨を求める。

平成七年一月七日

鳥取県知事 西 尾 昭 次

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第1100条の1第一項の規定に基づき、財团法人都道府県会館から同条第一項に規定する相互救済事業に係る平成五年度の

第111十五期鳥取県地方労働委員会労働者委員及び使用者委員候補者推薦要領

## 一 推薦する者の資格

1 労働者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第四百七十四号）第一条の規定に適合する労働組合である。

2 使用者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことを主な目的又は業務の主要な部分としている使用者団体である。

## 二 推薦される者の資格

労働者委員又は使用者委員の候補者は、労働組合法第十九条の十一（第四項において準用する第十九条の四第一項各号に掲げる者）でない。

## 三 推薦手続

1 労働組合又は使用者団体は、推薦書（別記様式）を推薦期間内に知事に提出する。

2 労働組合は、当該労働組合が労働組合法第一条及び第五条第一項の規定に適合する旨の鳥取県地方労働委員会の証明書を添付する。

## 四 推薦することができる候補者の数

制限はないが、二人以上の場合は、順位を付ける。

## 五 推薦期間

平成七年一月十二日から同年三月一日まで

## 別記様式

## 推 薦 書

平成 年 月 日

鳥取県知事 西 尾 邑 次 殿

事務所所在地

（電話番号）

労働組合又は

使用者団体名

代表者氏名

印

労働組合法施行令第二十一条第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会の労働者（使用者）委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	生年月日	現 住 所	労働者の所属組合の名称及びその地位又は使用者の所属会社及び事業場の名称並びにその地位	労働者の所属職場の名称及びその地位	経 歴	備 考

（注）「経歴欄」には、年月日順に学歴・職歴・組合歴等ができるだけ詳細に記入すること。

**鳥取県告示第九十二号**

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県當土地改良事業（県當ふるさと・水と土保全モデル事業上地地区農業用用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**一 縦覧に供する書類****土地改良事業計画書の写し****二 縦覧に供する期間**

平成七年二月八日から二十日間

**三 縦覧に供する場所**

国府町役場

**四 異議の申立て**

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第九十三号**

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県當土地改良事業（県當ため池等整備事業金屋谷地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第九十四号**

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県當土地改良事業（県當ほ場整備事業逢坂地区区画整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

**四 異議の申立て**

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

**一 縦覧に供する書類****土地改良事業変更計画書の写し****二 縦覧に供する期間**

平成七年二月八日から二十日間

**三 縦覧に供する場所**

気高町役場及び鹿野町役場

**四 異議の申立て**

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、

鳥取県知事 西 尾 邑 次

縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

### 鳥取県告示第九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る智頭地区第三区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

#### 二 縦覧に供する期間

平成七年二月八日から二十日間

#### 三 縦覧に供する場所

智頭町役場

#### 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

### 鳥取県告示第九十七号

倉吉市農業協同組合が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）沢山地区区画整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

#### 二 縦覧に供する期間

平成七年二月八日から二十日間

#### 三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び北条町役場

#### 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

平成七年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十八号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成七年一月七日

鳥取県知事 西尾邑 次

鳥取県告示第九十八号									
鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。									
平成七年二月七日									
指定年月日	指定番号	住所	名称	売りさばき場所					
平成七年二月一日	五五二	鳥取市栄町六四五	鳥取信用金庫 本店営業部	鳥取市栄町六四五					
五五三	八頭郡若桜町大字 若桜四二六	鳥取市栄町六四五	鳥取信用金庫 若桜支店	鳥取市栄町六四五					
五五四	八頭郡智頭町大字 智頭一六四八一	鳥取市栄町六四五	鳥取信用金庫 智頭支店	鳥取市栄町六四五					
五五五	鳥取市吉方町二丁目	鳥取市吉方町二丁目	鳥取信用金庫 鳥取東支店	鳥取市吉方町二丁目					
五五六	鳥取市川端四丁目	鳥取市川端四丁目	鳥取信用金庫 鳥取西支店	鳥取市川端四丁目					
五五七	鳥取市本町二丁目	鳥取市本町二丁目	鳥取信用金庫 本町支店	鳥取市本町二丁目					
五五八	岩美郡岩美町大字 浦富一〇三五一四	岩美郡岩美町大字 勝見六九五一	鳥取信用金庫 岩美支店	岩美郡岩美町大字 浦富一〇三五一四					
五六〇	氣高郡氣高町大字 勝見六九五一	氣高郡氣高町大字 勝見六九五一	鳥取信用金庫 氣高支店	鳥取信用金庫 鳥取南支店					
鳥取市扇町三	鳥取市扇町三	鳥取市扇町三	鳥取市扇町三	鳥取市扇町三					
鳥取信用金庫 鳥取南支店	鳥取信用金庫 氣高支店	鳥取信用金庫 岩美支店	鳥取信用金庫 本町支店	鳥取信用金庫 浦富一〇三五一四					
鳥取市扇町三	鳥取市扇町三	鳥取市扇町三	鳥取市扇町三	鳥取市扇町三					

五八八	五八七	五八六	五八五	五八四	五八三	五八二	五八一	五八〇	五七九	五七八	五七七	五七六	五七五	米子市皆生 一九三九一一	米子市皆生 一九三九一二	米子市皆生 一九三九一二	米子市皆生 一九三九一二	米子市皆生 一九三九一二	米子市皆生 一九三九一二	
倉吉市昭和町一丁目	東伯郡赤崎町大字赤崎一〇九九一一	日野郡溝口町溝口二六〇	西伯郡名和町大字御来屋九三三一	西伯郡淀江町大字淀江五六六一七	境港市元町一一四	米子市蚊屋二〇〇一五三	米子市米原五丁目四一八	米子市夜見町一九二五十三	米子市東福原六丁目一一一	米子市旗ヶ崎二丁目二〇一三七	米子市道笑町四丁目四一三九	米子市兩三柳六二二	米子市支店三柳支店	米子信用金庫皆生支店	米子市皆生 一九三九一二	米子市皆生 一九三九一二	米子市皆生 一九三九一二	米子市皆生 一九三九一二	米子市皆生 一九三九一二	
本店営業部	米子信用金庫赤崎支店	米子信用金庫溝口支店	米子信用金庫御来屋支店	米子信用金庫淀江支店	米子信用金庫境港支店	米子信用金庫日野橋支店	米子信用金庫弓ヶ浜支店	米子信用金庫北支店	米子信用金庫旗ヶ崎支店	米子信用金庫南支店	米子信用金庫	米子信用金庫	米子信用金庫	米子信用金庫皆生支店	米子市皆生 一九三九一二	米子市皆生 一九三九一二	米子市皆生 一九三九一二	米子市皆生 一九三九一二	米子市皆生 一九三九一二	
六〇	倉吉市昭和町一丁目	東伯郡赤崎町大字赤崎一〇九九一一	日野郡溝口町溝口二六〇	西伯郡名和町大字御来屋九三三一	西伯郡淀江町大字淀江五六六一七	境港市元町一一四	米子市蚊屋二〇〇一五三	米子市米原五丁目四一八	米子市夜見町一九二五十三	米子市東福原六丁目一一一	米子市旗ヶ崎二丁目二〇一三七	米子市道笑町四丁目四一三九	米子市兩三柳六二二	米子市支店三柳支店	米子信用金庫皆生支店	米子市皆生 一九三九一二	米子市皆生 一九三九一二	米子市皆生 一九三九一二	米子市皆生 一九三九一二	米子市皆生 一九三九一二

五九九	五九八	五九七	五九六	五九五	五九四	五九三	五九二	五九一	五九〇	五八九	倉吉市大正町 一〇七五一四	東伯郡東伯町大字 浦安三一三一	東伯郡大栄町大字 浦安三一三一	東伯郡東郷町大字 浦安三一三一	東伯郡上井町二丁目 由良宿五五一四	東伯郡羽合町大字 由良宿五五一四	東伯郡大栄町大字 浦安三一三一	東伯郡東郷町大字 浦安三一三一	東伯郡上井町二丁目 由良宿五五一四	東伯郡大栄町大字 浦安三一三一	倉吉市大正町 一〇七五一四
倉吉市旭田町大瀬二〇三六一四	東伯郡三朝町大字倉吉市旭田町一一	倉吉市西倉吉町二〇一一五	東伯郡閔金町大字東伯郡閔金宿二三六一一〇	鳥取市松並町二丁目三六四	倉吉市大正町 一〇七五一四	東伯郡東伯町大字 浦安三一三一	東伯郡大栄町大字 浦安三一三一	東伯郡東郷町大字 浦安三一三一	東伯郡上井町二丁目 由良宿五五一四	東伯郡羽合町大字 由良宿五五一四	東伯郡大栄町大字 浦安三一三一	東伯郡東郷町大字 浦安三一三一	東伯郡上井町二丁目 由良宿五五一四	東伯郡大栄町大字 浦安三一三一							
三朝支店	倉吉信用金庫倉吉支店	倉吉信用金庫西支店	倉吉信用金庫倉吉支店	倉吉信用金庫閔金宿二三六一一〇	倉吉市大正町 一〇七五一四	東伯郡東伯町大字 浦安三一三一	東伯郡大栄町大字 浦安三一三一	東伯郡東郷町大字 浦安三一三一	東伯郡上井町二丁目 由良宿五五一四	東伯郡羽合町大字 由良宿五五一四	東伯郡大栄町大字 浦安三一三一	東伯郡東郷町大字 浦安三一三一	東伯郡上井町二丁目 由良宿五五一四	東伯郡大栄町大字 浦安三一三一							
大瀬一〇三六一四	東伯郡三朝町大字倉吉市旭田町一一	倉吉市西倉吉町二〇一一五	東伯郡閔金町大字東伯郡閔金宿二三六一一〇	鳥取市松並町二丁目三六四	倉吉市大正町 一〇七五一四	東伯郡東伯町大字 浦安三一三一	東伯郡大栄町大字 浦安三一三一	東伯郡東郷町大字 浦安三一三一	東伯郡上井町二丁目 由良宿五五一四	東伯郡羽合町大字 由良宿五五一四	東伯郡大栄町大字 浦安三一三一	東伯郡東郷町大字 浦安三一三一	東伯郡上井町二丁目 由良宿五五一四	東伯郡大栄町大字 浦安三一三一							

## 公安委員会告示

## 鳥取県公安委員会告示第七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年法律第二百一十一号)第十二条第三項の技術上の規格に適合しないと認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成七年一月七日

鳥取県公安委員会委員長 松 本

憲

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ばちゃんこ遊技機	C R ソニックショット V	株式会社ソフィア
"	ハッピーフラワー	"
"	C R・キッカーズ	株式会社平和
"	回れん坊將軍	"
"	プリティーガール	"
"	C R ナイトファンタジー	株式会社まさむら遊機
"	アステカ	"
"	C R ゴールドラッシュ 2	サミー工業株式会社

回胴式遊技機	ビガ一	株式会社ナル工業
"	ウイリーチャンプV	株式会社エーアイ
"	シンリュウ2	サミー工業株式会社
アレンジボール遊技機	C R アラビアンチャンス4	"